

(1) 雨水浸透阻害行為の許可等

- ・宅地等以外の土地で行う一定規模(1,000m²^{※1})以上の雨水浸透阻害行為(土地からの流出雨水量を増加させるおそれのある行為)は都道府県知事等^{※2}の許可が必要。(第9条)

許可の対象となる雨水浸透阻害行為

許可の対象となる雨水浸透阻害行為として、以下の4つの行為を規定している。

- 1) 「宅地等」にするために行う土地の形質の変更

「宅地等」以外の土地 (流出係数 小)

【山地】 【林地】
【耕地】 【原野(草地)】
【締め固められていない土地】

雨水浸透阻害行為

「宅地等」に含まれる土地 (流出係数 大)

【宅地】 【道路】
【池沼】 【水路】 【ため池】
【鉄道線路】 【飛行場】

- 2) 土地の舗装 例) 農地の駐車場への改変
- 3) 排水施設を伴うゴルフ場、運動場等の設置
- 4) ローラー等により土地を締め固める行為

・雨水浸透阻害行為の許可に当たっては、都道府県知事等^{※2}が定め公示する基準降雨^{※3}が生じた場合における10分ごとの行為区域からの流出雨水量として、次に掲げる式により算定したものうち最大の値(雨水浸透阻害行為の行為者が自ら管理する雨水貯留浸透施設が存する場合にあっては、当該施設の機能を勘案する等合理的な方法により算定したものうち最大の値)が、雨水浸透阻害行為後において行為前よりも上回らないこと。

$$Q = (1 \div 360) \times F \times R \times (A \div 10000)$$

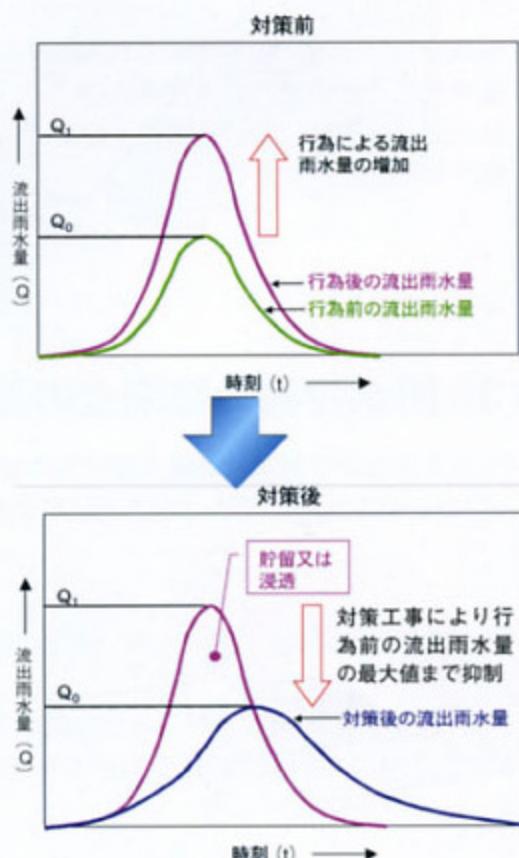
Q 行為区域からの流出雨水量(m³/秒)

F 行為区域の平均流出係数

R 基準降雨における洪水到達時間内平均降雨強度値(mm/時間、洪水到達時間は10分)

A 行為区域の面積(m²)

- ・許可に伴い設置された雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為(埋立て等)は、都道府県知事等^{※2}の許可が必要(第18条)
- ・都道府県知事等^{※2}の許可を受けずに雨水浸透阻害行為や雨水貯留浸透施設の機能を阻害する行為をした場合等には、罰則(懲役又は罰金)が適用。



(2) 保全調整池に係る行為の届出(第23条～第26条)

- ・一定規模($100m^3$ ^{※4})以上の防災調整池を保全調整池として都道府県知事等^{※2}が指定
- ・保全調整池の機能を阻害するおそれのある行為（埋立て等）は都道府県知事等^{※2}に対する届出を義務付け
- ・都道府県知事等^{※2}は必要な措置を助言・勧告
- ・特定都市河川流域内に存する防災調整池の所有者、その管理について権原を有する者は、防災調整池が有する雨水貯留機能を維持するように努めなければならない。



従前の防災調整池（約500m³規模）



埋め立て後の状況

(3) 保全調整池に係る管理協定(第27条～第31条)

- ・地方公共団体は、保全調整池の所有者と協定を締結し保全調整池を管理することができる。
- ・管理協定は保全調整池の譲受人等に対しても効力を有する。

(4) 流域内住民等の努力義務(第5条)

- ・特定都市河川流域内に居住し、又は事業を営む者は、浸水被害の防止を図るために雨水の一時的な貯留、地下への浸透に自ら努めるとともに河川管理者等がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。

※1都道府県等の条例で500m³以上1000m³未満とする範囲内で別に定めることができる。

※2指定都市、中核市、特例市又は都道府県の条例で法第3章に規定された事務処理を行うこととされた市町村の長を含む。

※3地方公共団体は浸水被害の発生の状況又は自然的条件の特殊性を勘案し、条例により強化することができる。

※4都道府県知事等の条例で100m³未満で別に定めることができる。